



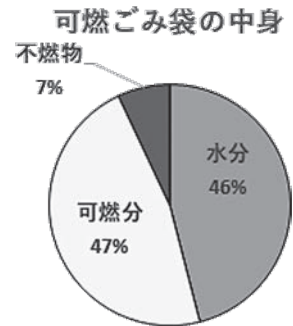
## 設置型コンポストの上手な使い方と落ち葉・雑草の堆肥化講習

可燃ごみに含まれる水分の大半が生ごみ由来で、ごみ処理場の燃料代がかかる原因となっています。

また、落ち葉や雑草も可燃ごみで出さずに堆肥化すれば畑の肥料として活用できます。

この講習では設置型コンポストのにおいや虫の問題を解決して、上手に活用する方法を具体的に説明します。

落ち葉や雑草も堆肥化して、肥料として有効活用する方法についての講習を行います。



◆日時：11月14日（土）13:30～15:00

◆場所：再生工房（耳納クリーンステーション南側）屋外にて

◆定員：15名程度 ◆参加費：無料

●申込・問合せ：耳納ねっと！ ☎76-2077 / 市民生活課生活環境係 ☎75-4972



## 犬を飼う時の「義務」ご存じですか？

犬の飼い主には次のような狂犬病予防法に基づいた義務があります。

- 犬は市に登録する
- 年に1回、狂犬病予防注射を受けさせる
- 登録鑑札と狂犬病予防注射済票を首輪などに装着する

狂犬病は発症すれば死に至る恐ろしい病気です。これらの義務を怠り検挙された事案もあり、実際に警察は狂犬病予防法違反で毎年全国で200人近く検挙しています。飼い主として責任を持った飼育をお願いします。



登録鑑札



注射済票

## 野外焼却の禁止

ごみの野外焼却は廃棄物処理法により禁止されています。違反した場合には罰則が科せられる場合があります。

◆禁止されているごみの「野外焼却」の例

- ✕ドラム缶を使用してごみを焼却する
- ✕ブロック囲いでごみを焼却する
- ✕地面に穴を掘ってごみを焼却する
- ✕法基準を満たしていない家庭用小型焼却炉でごみを焼却する



◆例外規定

以下に挙げるもので、社会慣習上やむを得ないまたは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合に限りです。

① 農林業を営むためにやむを得ないもの（焼き畑、畔草や下枝の焼却等）

② たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの（落ち葉焚き等）

※例外であっても、住宅地近くにおける焼却はご近所の迷惑になることがあります。十分な配慮をお願いします。（洗濯物に臭いが付く、窓が開けられないなど）

●問合せ 市民生活課生活環境係 ☎75-4972